



ベースアップ評価料について

当院では、2024年6月施行の診療報酬改定により新設された「ベースアップ評価料」の算定を開始いたします。

「ベースアップ評価料」は、医療従事者の賃上げを行うことにより、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための国の取り組みです。

これに伴い、患者様の診療費に下記点数を加算いたしますので、ご理解下さいますようお願い申し上げます。

2025年4月以降、「ベースアップ評価料」を以下の通り算定します。

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) ※1日につき

初診時	6点
再診時	2点
訪問診療時	
イ 同一建物居住者以外の場合	28点
ロ イ以外の場合	7点

※ベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、全て医療従事者の処遇改善に充てられます。